

飯盛霊園組合広告パンフレット設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飯盛霊園組合広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）の施設（以下「施設」という。）内に広告宣伝を目的とするパンフレット、カタログ等の印刷物等（以下「広告パンフレット」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 要綱第4条に定める組合の取り扱う広告として不適当なものに該当する場合は、広告パンフレットの設置を認めないものとする。

(設置場所)

第3条 広告パンフレットの設置場所及び区画は、事務局長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告パンフレットは、1区画A4判縦を設置できる大きさと、パンフレット立ての他の区画に影響を及ぼさないものとする。

2 広告の内容、デザイン等については、広告パンフレットの目的を損なわないものとし、事前に協議するものとする。また、組合の事業であると錯誤を受けるおそれのある文言等は使用しないこととする。

(募集等)

第5条 広告パンフレット設置の募集は、毎年2月に翌年度分をホームページへの掲載等により行うものとする。

2 前項の募集において申込みの件数が設置可能数に満たないとき又は設置期間の終了等により区画に空きが生じたときは、随時に設置の申込みの受付を行うものとする。

(設置の申込み)

第6条 広告パンフレットを設置しようとする者（以下「申込者」という。）は、飯盛霊園組合広告パンフレット設置申込書（様式第1号）により管理者に申し込むものとする。

(設置の決定等)

第7条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、設置の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定に基づき、設置の可否を決定したときは、申込者へ飯盛霊園組合広告パンフレット設置可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 第3条に定める広告パンフレット設置可能数を超えての申込みがあったときは、抽選により当選者を決定する。

(設置期間)

第8条 広告の設置期間は、3か月以上とする。

2 設置を開始した日(以下「設置日」という。)の属する年度の末日(以下「年度末」という。)を期限とし、設置日の属する月の1日から年度末までの期間が3か月に満たない場合は、設置日から年度末までとする。

(設置料)

第9条 1区画当たりの設置料は、1の年度において、初回の設置は1か月につき3,000円とし、2回目以降の設置は1か月につき3,300円とする。

2 広告の設置期間が3か月未満である場合は、設置日の属する月から年度末までの月数をもって算出した額とする。ただし、1か月は月の1日から末日までとし、1か月に満たない月は1か月とする。

(設置料の納付)

第10条 広告パンフレットの設置の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、要綱第10条の規定により広告パンフレットを設置する前の管理者が指定する期日までに、設置料を一括納付しなければならない。

(広告物の作成等)

第11条 広告物は、広告主の責任及び経費負担で、管理者が定める仕様に従って作成しなければならない。

2 広告パンフレットの補充は、広告主において行うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 管理者は、広告の内容、デザイン等が第2条の規定に該当すると判断したときは、当該広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、設置期間中に、既設の広告パンフレットを変更しようとするときは、変更予定の広告パンフレットの見本を添えて、飯盛霊園組合広告パンフレット変更届(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。ただし、第2条に該当する場合は、広告パンフレットの変更を認めないものとする。

(設置決定の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告パンフレット設置の決

定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに設置料の納付がないとき。
- (2) 施設の管理上の必要があるとき。
- (3) その他、広告主又は広告内容が不相当と管理者が判断したとき。

(設置料の返還)

第14条 広告パンフレット設置後の設置料は返還しない。ただし、組合に都合により、広告パンフレットの設置ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責任等)

第15条 広告パンフレットは、組合が推奨するものではなく、広告パンフレットの内容、設置された広告パンフレットに関しては、広告主が一切の責任を負う。

2 広告主は、広告パンフレット設置により、第三者に損害を与えた場合は、自らの責任と負担において解決しなければならない。

3 広告主は、第7条の規定により決定を受けた広告パンフレット設置の権利を譲渡してはならない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告パンフレットの設置に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度の広告パンフレットの設置についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「毎年2月に翌年度分」とあるのは、「平成20年1月に平成19年度分」とする。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。